

サービスの利用と契約

◆サービスの利用

実際にサービスを利用することになると、必ず行なわなくてはならないことがあります。それは『契約』です。

介護保険制度がスタートする前は、介護サービスは老人福祉法で定められており、市の措置で実施されていました。利用の際は市へ申し出て、市がサービスを手配する形をとっていました。それが介護保険制度では、全ての介護サービスについて“利用者とサービス事業所の契約”という形に変わりました。利用者が望むサービス、事業所を自ら選択できるようになったと同時に、介護・福祉分野に民間企業の参入が可能となりました。

サービス利用の際は、基本的にケアマネよりサービス事業所へサービス提供の依頼をします。利用者自身がサービスや事業所を選択しますが、実際に依頼や調整するのはケアマネです。これは、前述の通り、ケアマネのケアプランに基づくサービス提供が基本だからです。

ケアマネがサービス事業所へサービス提供の依頼をすると、サービス事業所は利用者との面談、契約を行い、実際のサービスを提供していくことになります。

◆契約

サービス提供、利用は契約に基づき行なわれますが、ここで問題となるのが“契約行為”です。介護保険の利用者には、重度の寝たきり状態で植物人間状態の方や、認知症のため判断能力が低下している、契約したことを忘れてしまうといった症状のある方が多くいらっしゃいます。介護保険制度は、利用者自身とサービス事業所の契約が基本です。



では、契約行為ができない方は介護保険サービスが利用できないのでしょうか…？

現実問題としてそんなことがあっては、大半の利用者は介護サービスが利用できない状況になってしまいます。さらに、サービスの種類が増えるほど、契約を交わす機会が増えます。例えば、ケアマネ、ヘルパー、デイサービス、訪問看護、福祉用具を利用した場合、5回の契約が必要です。1回の契約で2部契約書を作成（1部は利用者控え、1部は事業所控え）しますので、10部も契約書に署名、捺印をしなければなりません。

実際は、親族の方が代理で契約書に署名、捺印をして契約をする形が一般的になっています。

ただ、「親族がいない」という場合もあります。

その場合、その方に代わって契約行為等を行なう方が必要となります。その方の意思を代理するのが、法定後見人です。家庭裁判所に申立てをして、選出された法定後見人が契約行為を代理で行ないます。

後見人については、親族だけではなく、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が務めることも可能です。